

体育授業及び部活動中の事故への対応に関する事例一覧

事例①

柔道部に所属する高等学校2年生の生徒Aは、柔道部が参加した8月の合同合宿における練習試合中に、対戦相手から返し技（大外刈り）をかけられ後方へ転倒し、後頭部を畳に強打した結果、四肢不全麻痺及び高次脳機能障害等の後遺障害を負った。生徒Aは、合同合宿前の5月に急性硬膜下血腫と診断されていたにもかかわらず、生徒Aを練習試合に参加させたことは、指導教諭らに過失があるとして、損害賠償を求めた。

事例②

高等学校の硬式野球部に所属する生徒Bが、ペッパー練習（投手と打者が2人1組となり、投手が軽く投げたボールを打者が打ち返すという、主としてバットコントロールを身につけるための練習方法）中、他の部員の打球を左眼に受け、傷害を負い、視力が裸眼1.0から裸眼0.2になった。同部監督（同校教諭）が適切な指導・注意し、生徒の安全に配慮すべき注意義務を怠った過失によるとして、損害賠償を求めた。

事例③

高等学校2年生の生徒が、体育授業のマット運動中に頸椎を損傷し歩行障害等の後遺障害を残すに至った。体育教諭は、授業時、容易な順に1点種目から4点種目に分類し、1点ないし3点種目を習得していない生徒と、既に習得し4点種目を練習しようとする生徒を分けて自由練習をさせていた。生徒Cは、4種目を練習する生徒のグループに属しステージ上に移動した。生徒Cは、側方倒立回転跳び・ひねり後方向き直立（ロンダード）を試み、バランスを崩して後頭部から落下した。体育教諭が危険回避のために当然なすべき、立ち会い・監視等を怠ったためであるとして、損害賠償を求めた。

事例④

7月、中学校のラグビー部の合宿において、生徒Dが熱中症を発症し死亡した。午前6時30分から練習が開始され、生徒Dが仰向けに倒れる午前7時台までの間、生徒Dは座り込んだり、尻餅をついたりしていた。生徒Dが倒れた後も、指導教諭は、倒れた生徒を見学者にまかせ、他の部員の練習の指導を行っていた。午前8時40分過ぎ、指導教諭は保健室につれて行くように指示し、報告を受けた他の教員が119番通報を行い救急搬送されたが、翌日、熱射病による多臓器不全により死亡した。当日の気象条件は、午前7時において気温29.2度、湿度62%だった。指導教諭に安全配慮義務違反による過失があるとして損害賠償を求めた。

事例⑤

1月、小学校体育の授業としてサッカーが実施されていたところ、運動場に設置されていたフットサルゴールポストが転倒し、小学校4年生の児童Eが下敷きになって死亡した。キーパーをしていた児童Eは、味方チームが相手チームにゴールを決めたことを喜び、自陣のゴールネットのロープにぶら下がったところゴールが揺れ、児童Eは落下し、倒れてきたゴールポストの下敷きになり、病院に救急搬送され、その後死亡した。ゴールポストを適切に固定しなかったなどの安全配慮義務違反があるとして、損害賠償を求めた。

体育授業及び部活動中の事故への対応に関する事例①

1 目的 事故の対応に関するケースの検討を通じ、教育的観点から実践的な知見を共有するとともに、法令に沿った適切な対応を検討する。

2 教育的観点からの事例検討

1 各自検討

事例における対応について、それぞれの場面で自分（教員の立場）だったらどのように対応するか考えてみましょう。また、本事例を読んで感じたことがあれば書いてみましょう。

時期（場面）

対応

時期（場面）

対応

本事例を読んで感じたこと

2 ディスカッションを通じた学び

ディスカッションを通じて、他の教員の意見からの気づきがあれば書いてみましょう。

3 参考となる裁判所の判断

教育活動の一環として行われる学校の課外の部活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するため、指導教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を採るべきである。

柔道の指導に当たる教員は、生徒の健康状態や体力及び技量等の特性を十分把握して、それに応じた指導をすることにより、柔道の試合又は練習による事故の発生を未然に防止して事故の被害から当該生徒を保護すべき一般的な注意義務を負う。

指導教諭は、重篤な結果が生じる危険性を予見し得たにもかかわらず、漫然と生徒Aを練習試合に出場させた過失がある。新たな診断書が出されていなかったことの実事によっても、指導教諭らが、事故当時において生徒Aが頭部に衝撃を受けた場合の危険性を予見することが困難であったとはいえない。

4 振り返り（法的観点からみた見直しを含むこと）

体育授業及び部活動中の事故への対応に関する事例②

1 目的 事故の対応に関するケースの検討を通じ、教育的観点から実践的な知見を共有するとともに、法令に沿った適切な対応を検討する。

2 教育的観点からの事例検討

1 各自検討

事例における対応について、それぞれの場面で自分（教員の立場）だったらどのように対応するか考えてみましょう。また、本事例を読んで感じたことがあれば書いてみましょう。

時期（場面）

対応

時期（場面）

対応

本事例を読んで感じたこと

2 ディスカッションを通じた学び

ディスカッションを通じて、他の教員の意見からの気づきがあれば書いてみましょう。

3 参考となる裁判所の判断

ペッパーは一般に是認された練習方法であり、目的、方法、ペッパーを行う場合は投手は対面する打者からの打球のみならず、両隣の打者からの打球についても注意を要し、指導者は安全を確保する必要がある。

指導教諭は、硬球の危険性を熟知しており、ペッパーの練習中に、打球が隣の組の投手に当たるのを目撃していたことから、練習で打球が部員に当たり障がいを生じさせることの具体的な予見可能性があった。

また、指導教諭は、指導にあたり、部員の生命、身体に危険が及ばないよう、その安全に配慮する義務を負っていたが、隣の組との間隔、ペッパーの方法等について、状況に応じた適切な指示を与えることを怠った。

4 振り返り（法的観点からみた見直しを含むこと）

体育授業及び部活動中の事故への対応に関する事例③

1 目的 事故の対応に関するケースの検討を通じ、教育的観点から実践的な知見を共有するとともに、法令に沿った適切な対応を検討する。

2 教育的観点からの事例検討

1 各自検討

事例における対応について、それぞれの場面で自分（教員の立場）だったらどのように対応するか考えてみましょう。また、本事例を読んで感じたことがあれば書いてみましょう。

時期（場面）

対応

時期（場面）

対応

本事例を読んで感じたこと

2 ディスカッションを通じた学び

ディスカッションを通じて、他の教員の意見からの気づきがあれば書いてみましょう。

3 参考となる裁判所の判断

高等学校の体育の授業の指導を担当する教師は、体育の正課の授業を行うに当たっては、その内容が高度で一層の危険を内包するものであることに鑑み、生徒の生命、身体に直接の危険を及ぼす可能性があることに思いを致し、事故の発生を未然に防止すべき注意義務を負っている。

マット運動の授業に当たっては、その開始に当たり、生徒の能力との関係で危険なものでないことを確認し、生徒に対しては、授業の目的、内容、達成すべき目標を明示して、これを逸脱して危険な行為を行うことがないように十分に周知徹底するとともに、授業の全過程において生徒の動静を常時把握し、生徒の生命身体に対する現実の危険が予想できる事態を発見したとき、直ちにその行為の中止や変更を指示するなどの機敏で的確な対応ができる態勢をとっていることが必要である。履修科目の一つである技の連続試技の練習を特に禁止したり制限していないことに加え、生徒らのマット運動の能力及び事故当日までの到達度とその血気盛んな年齢の生徒の体育実技練習であることを照らせば、生徒らが特に禁止の指示を受けない限りは、履修科目の技の一つを連続した試技として練習を行おうと予見することは十分可能であり、注意義務違反がある。

4 振り返り（法的観点からみた見直しを含むこと）

体育授業及び部活動中の事故への対応に関する事例④

1 目的 事故の対応に関するケースの検討を通じ、教育的観点から実践的な知見を共有するとともに、法令に沿った適切な対応を検討する。

2 教育的観点からの事例検討

1 各自検討

事例における対応について、それぞれの場面で自分（教員の立場）だったらどのように対応するか考えてみましょう。また、本事例を読んで感じたことがあれば書いてみましょう。

時期（場面）

対応

時期（場面）

対応

本事例を読んで感じたこと

2 ディスカッションを通じた学び

ディスカッションを通じて、他の教員の意見からの気づきがあれば書いてみましょう。

3 参考となる裁判所の判断

公立中学校における課外クラブ活動は学校教育の一環として行われる以上、学校設置管理者は生徒の生命、身体の安全を図る義務があり、またその担当教諭も学校設置管理者の履行補助者として、部の活動全体を掌握して指導監督にあたる者であるから、練習中、部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容体を確認し、応急処置を採り、必要に応じて医療機関に搬送すべき注意義務が認められる。

指導教諭は、遅くとも午前7時30分ころには、生徒は熱中症を発症しているおそれを十分予見ないし認識できたはずであり、部員に熱中症を疑わせる症状が見られた場合は、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、冷却、その他体温を下げるなどの応急処置をとり、必要に応じて速やかに医療機関に搬送すべき注意義務を負っていたが、これらの措置を採らなかったことから、安全配慮義務違反の過失が認められる。

4 振り返り（法的観点からみた見直しを含むこと）

体育授業及び部活動中の事故への対応に関する事例⑤

1 目的 事故の対応に関するケースの検討を通じ、教育的観点から実践的な知見を共有するとともに、法令に沿った適切な対応を検討する。

2 教育的観点からの事例検討

1 各自検討

事例における対応について、それぞれの場面で自分（教員の立場）だったらどのように対応するか考えてみましょう。また、本事例を読んで感じたことがあれば書いてみましょう。

時期（場面）

対応

時期（場面）

対応

本事例を読んで感じたこと

2 ディスカッションを通じた学び

ディスカッションを通じて、他の教員の意見からの気づきがあれば書いてみましょう。

3 参考となる裁判所の判断

本件事故以前に、本件事故と同様のゴールポスト転倒による死亡事故が生じていたことから、文部科学省は、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に留意することなどを通知しており、本件校長は、そのことを認識していたことから、本件事故の発生について容易に予見できたといえる。

したがって、本件校長には、このような予見可能性を前提に、本件小学校の点検の担当教員等をして、本件ゴールポストの左右土台フレームに結束されたロープと鉄杭を結ぶ方法などによって固定しておくべき注意義務があったというべきであるにもかかわらず、義務を怠ったことによる過失が認められる。

4 振り返り（法的観点からみた見直しを含むこと）